

令和2年8月11日

那覇港港湾施設利用事業者 各位

## 新型コロナウイルス感染拡大防止と感染者が発生した場合の情報提供について

那覇港管理組合  
管理課長

沖縄県内では、新型コロナウイルスの感染者が急増しており、8月1日から8月15日の期間において県独自の「緊急事態宣言」が発令されています。また、第2波、第3波に備えた警戒レベルは「第3段階」となっており、依然として予断を許さない厳しい状況が続いています。

各事業者におかれましては、各業界団体や独自に作成した新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づき、感染拡大防止に努めているものと存じますが、今後も引き続き、職場における感染予防や職員の健康管理の強化といった感染拡大防止に努めて頂きますようお願いいたします。

このような状況の中、那覇港の港湾施設を利用する事業者からも新型コロナウイルスの感染が確認された事例が発生しております。港湾管理者は、港湾施設を安全かつ効率的に利用させることにより、港湾の適正な運営を図っていかねばなりません。

つきましては、港湾施設利用の観点から施設の利用に支障をきたさないためにも、従業員等に新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則第9条に基づき、速やかに報告するようお願いいたします。

那覇港管理組合港湾施設管理条例施行規則（抜粋）

第9条 港湾施設の利用者は、その使用に関し管理者から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

那覇港管理組合管理課  
那覇市通堂町2-1 2階  
TEL 098-862-2328  
FAX 098-862-4247